

桜の聖母短期大学 障がい学生支援運営規定

(目的)

第 1 条 この規定は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、桜の聖母短期大学における「障がい学生支援に関する基本方針」に即して障がいのある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定において、「障がいのある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第 3 条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がいのある学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第 4 条 学科長は、当該学科において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、教育支援計画に定めた具体的支援を実施しなければならない。

第 5 条 教職員は、当該学科において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、教育支援計画に定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第 6 条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第 7 条 支援の申し出は、学生支援部委員会が窓口となり、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、関係学科（専攻、コース）及び関係部署（学務部委員会、アドミッションセンター）と協議をし、申し出の受理を決定し、学長に報告しなければならない。

(教育支援計画の策定)

第 8 条 関係学科（専攻・コース）は、学務部委員会と協議をし、学生の支援の申し出に対し、教育支援計画を策定し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、個別の教育支援計画を策定する。

(合意の形成)

第 9 条 教育支援計画は当該学生の合意を得て決定する。関係学科（専攻、コース）は、当該学生に対し教育支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(教育支援の実施)

第10条 具体的教育支援は、障がいのある学生が所属する学科(専攻、コース)が、主たる責任を持って実施する。

第11条 学生支援部委員会は、具体的教育支援が円滑に行なわれるよう、また、実施にあたっては、関係学科(専攻、コース)間の連絡や調整、学外機関との連携等を行なう。

第12条 学生支援部委員会並びに学務部委員会は、関係学科(専攻、コース)と連携し、具体的教育支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障がいのある学生及び介護等の支援員(ヘルパー等)、スクールカウンセラー、健康サポート委員等からの相談に的確に応じ、具体的教育支援の課題の解決に努めなければならない。

(教育支援に係る事務)

第13条 具体的教育支援に係る事務は、障がいのある学生が所属する学科(専攻、コース)が、学務部委員会と連携をして処理する。

(機密保持義務)

第14条 教職員は、その業務で知り得た障がいのある学生に関する秘密を、正当な理由なく、漏らしてはならない。退職後においても、同様とする。

(補足)

第15条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項については、学生支援部委員会が定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和4年10月26日から施行する。